



鳥取県公報

令和 8 年 8 月 28 日（金）
第 9 8 1 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県統計調査の実施（554）（雇用・働き方政策課）・・・・・・・・・・ 2
	土砂災害警戒区域の指定（555）（治山砂防課）・・・・・・・・・・ 2
	土砂災害警戒区域の指定の変更（2件）（556・557）（〃）・・・・・・・・ 3
	土砂災害特別警戒区域の指定（2件）（558・559）（〃）・・・・・・・・ 4
	土砂災害特別警戒区域の指定の変更（2件）（560・561）（〃）・・・・・・・・ 5
	土砂災害特別警戒区域の指定の解除（2件）（562・563）（〃）・・・・・・・・ 6
	港湾区域内の船舶の保管（564）（鳥取港湾事務所）・・・・・・・・ 7
◇ 公 告	屋外広告物講習会の開催（まちづくり課）・・・・・・・・・・ 8
	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 （森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 9
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（鳥取県立中央病院）・・・・・・・・・・ 10

告 示

鳥取県告示第554号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年8月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調査の名称

鳥取県外国人材等雇用実態調査

2 調査の目的

県内企業における外国人雇用状況等の実態やニーズ等を把握し、今後の外国人材獲得・定着施策の基礎資料を得ること。

3 調査対象の範囲

（1） 地域的範囲

鳥取県全域

（2） 属性的範囲

日本標準産業分類に掲げる大分類「A 農業、林業」「B 漁業」「C 鉱業、採石業、砂利採取業」、「D 建設業」、「E 製造業」、「F 電気・ガス・熱供給・水道業」、「G 情報通信業」、「H 運輸業、郵便業」、「I 卸売業、小売業」、「J 金融業、保険業」、「K 不動産業、物品賃貸業」、「L 学術研究、専門・技術サービス業」、「M 宿泊業、飲食サービス業」、「N 生活関連サービス業、娯楽業」、「O 教育、学習支援業」、「P 医療、福祉」、「Q 複合サービス事業」及び「R サービス業（他に分類されないもの）」の、従業員数5名以上の鳥取県内に所在する企業

4 報告を求める事項及びその基準となる期日

（1） 報告を求める事項

回答企業の基礎情報（所在地、産業分類、従業員数等）、外国人材の雇用状況（人数、在留資格、国籍等）、雇用している外国人材の職種、外国人材の採用経路（人材紹介会社・監理団体（県内／県外））、外国人材の雇用効果、今後の新規採用意向、日本語教育に向けた取組、外国人材の雇用・定着に必要と考える支援

（2） 基準となる期日

令和8年9月1日

5 報告を求める者

調査業務を委託する民間事業者が保有する企業情報データベースを母集団情報として、無作為抽出により選定した2,500社

6 報告を求めるために用いる方法

調査を委託する民間事業者を通じて、報告者に調査依頼文書を郵送し、とっとり電子申請サービスにより回答させる方法で行う。

7 報告を求める期間

令和8年9月1日から同月30日まで

8 調査票情報の保存期間

令和13年9月30日まで

9 結果の公表方法

鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第555号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規

定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年8月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
日南町
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (3) 土砂災害警戒区域の名称
宮谷川（Ⅰ－1－3－36－140）、紺屋田（Ⅰ－1－3－36－141）
- (4) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
日南町
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (3) 土砂災害警戒区域の名称
生山3地区（Ⅲ－4349）
- (4) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局並びに日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第556号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年8月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1(1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
日南町
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (3) 土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
東山川（Ⅰ－1－3－36－43）、九塚川（Ⅰ－1－3－36－73）
- (4) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 2(1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
日南町
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (3) 土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
上萩山地区（Ⅰ－人工54）、市場地区（Ⅰ－1175）
- (4) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部河川港湾局治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局並びに日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第557号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年8月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1（1）土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称

江府町

（2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

（3）土砂災害警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

大谷川右支川（Ⅰ－1－3－38－25）、大谷川左支川（Ⅰ－1－3－38－37）、吉ヶ谷川（Ⅰ－1－3－38－209）、切詰川（Ⅰ－1－3－38－210）、深山口川（Ⅱ－1－3－38－17）

（4）土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

2（1）土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称

江府町

（2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（3）土砂災害警戒区域の名称

ア 名称の変更に係るもの

変更前 久連9地区（Ⅲ－4321） 変更後 久連9地区（Ⅱ－3834）

イ 区域の変更に係るもの

吉原地区（Ⅰ－1036）、吉原3地区、（Ⅱ－3515）

（4）土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部河川港湾局治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局並びに江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第558号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年8月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1（1）土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

日南町

（2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

（3）土砂災害特別警戒区域の名称

宮谷川（Ⅰ－1－3－36－140）、紺屋田（Ⅰ－1－3－36－141）

（4）土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。

2(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

日南町

- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- (3) 土砂災害特別警戒区域の名称

生山3地区（Ⅲ－4349）

- (4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

- (5) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部河川港湾局治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局並びに日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第559号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年8月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

江府町

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害特別警戒区域の名称

久連9地区（Ⅱ－3834）

- 4 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部河川港湾局治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局並びに江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第560号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年8月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を変更する市町村の名称

日南町

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害特別警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

上萩山地区（Ⅰ－人工54）、市場地区（Ⅰ－1175）

4 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局並びに日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第561号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年8月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 土砂災害特別警戒区域の指定を変更する市町村の名称

江府町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害特別警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

吉原地区（Ⅰ－1036）

4 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局並びに江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第562号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和8年8月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称

日南町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害特別警戒区域の名称

全部について指定を解除するもの

東山川（Ⅰ－1－3－36－43）

一部について指定を解除するもの

九塚川（Ⅰ－1－3－36－73）

4 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局並びに日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第563号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和8年8月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1（1）土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称

江府町

（2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

（3）土砂災害特別警戒区域の名称

全部について指定を解除するもの

大谷川右支川（Ⅰ－1－3－38－25）

一部について指定を解除するもの

大谷川左支川（Ⅰ－1－3－38－37）、吉ヶ谷川（Ⅰ－1－3－38－209）、切詰川（Ⅰ－1－3－38－210）、深山口川（Ⅱ－1－3－38－17）

（4）土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

（5）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

2（1）土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称

江府町

（2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（3）土砂災害特別警戒区域の名称

一部について指定を解除するもの

吉原3地区（Ⅱ－3515）

（4）土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

（5）政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局並びに江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第564号

令和8年鳥取県告示第423号（港湾区域内の船舶の撤去について）により撤去すべき旨を告示した次の船舶に

ついて、港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第2項及び第3項の規定により撤去し、及び保管したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和8年8月28日

鳥取県鳥取港湾事務所長 小 屋 隆 志

1 保管した船舶

名称又は種類	形状又は特徴	数量	保管した船舶の放置されていた場所	撤去した日時	保管を始めた日時	保管の場所
網師本丸	白色	1隻	鳥取市港町13-1 （鳥取港7号北野積場）	令和8年8月3日 （月）午前9時	令和8年8月3日 （月）午前9時	鳥取市港町13-1 （鳥取港7号北野積場）

2 引取り方法

（1）引取り期間及び時間

令和8年8月28日（金）から令和9年2月3日（水）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する鳥取県の休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時まで。ただし、令和8年11月3日（火）までに船舶の引取りがない場合において、評価した当該船舶の価額に比し、その保管に不相当な費用又は手数を要するときは、港湾法第56条の4第5項及び第6項の規定に基づき当該船舶を売却してその代金を保管し、又は当該船舶を廃棄することがある。

（2）問合せ先

鳥取市港町8

鳥取県鳥取港湾事務所

電話 0857-28-2432

（3）引き取る際に必要な書類等

ア 身分証明書

イ 所有者、占有者その他当該物件について権原を有する者（以下「所有者等」という。）であることを証明できる書類

3 費用負担

港湾法第56条の4第8項の規定により、船舶の撤去、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該船舶の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

4 保管した工作物一覧簿等の閲覧

港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）第33条第2項の規定に基づき、保管した工作物等一覧簿を2（2）の場所において閲覧に供する。

公 告

鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）第10条の10第1項の規定により、令和8年鳥取県屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

令和8年8月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 講習会の日時及び場所並びに講習の課程

日時	場所	講習の課程
令和8年10月22日（木） 午前9時から午後4時40分まで	鳥取県中部総合事務所 1号館B棟2階 第205会議室	屋外広告物の施工に関する事項 屋外広告物の表示の方法に関する事項 屋外広告物に関する法令

2 受講申込手続

（1）受講申込みの方法

電子申請サービスの利用又は申込書の提出（郵送、持参又は電子メール）により行うものとする。

ア 電子申請サービスによる申込み

とっとり電子申請サービス (https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=22800) により申し込むこと。

イ 申込書の提出先（郵送、持参又は電子メール）

（ア） 郵送の場合

〒680－8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課

（イ） 持参される場合の受付窓口

- a 鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課
- b 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部建築住宅事務所
- c 八頭郡八頭町郡家100 鳥取県八頭県土整備事務所維持管理課
- d 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所環境建築局建築住宅課
- e 米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所環境建築局建築住宅課
- f 日野郡日野町根雨140－1 鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局維持管理課

（ウ） 電子メールの場合

machizukuri@pref.tottori.lg.jp

（2） 受講申込書の配布

受講申込書は、鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課、東部建築住宅事務所、八頭県土整備事務所維持管理課、中部総合事務所環境建築局建築住宅課、西部総合事務所環境建築局建築住宅課及び日野振興センター日野県土整備局維持管理課、鳥取市都市整備部都市企画課、鳥取市各総合支所及び各市町村役場並びに鳥取県のホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/174019.htm>) において配布する。

（3） 受講申込書の受付期間

令和8年9月1日（火）から同月30日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、令和8年9月30日（水）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

3 受講手数料及び納付方法

受講手数料は4,400円とし、電子納付又は受講申込書の受付後に送付される納付書により納付すること。

4 講習の課程の一部免除

鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）第13条第2項の規定により、講習会における講習の課程のうち屋外広告物の施工に関する事項の課程の免除を受けようとする者は、同項各号のいずれかに該当することを証する免状等の写しを受講申込書に添付すること。

5 問合せ先

鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課景観・まちなみ整備担当（電話0857－26－7234）

6 その他

この講習会は、令和8年鳥取県・鳥取市屋外広告物講習会として、鳥取市との合同により開催する。

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者の所在が不分明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年8月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 所在が不分明な者が所有し、又は登記した権利を有する保安林の所在場所

鳥取市国府町栃本字チャコ593、593の2

2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

3 通知の要旨

1に掲げる土地について、令和8年6月23日付鳥取県告示第386号（保安林の指定施業要件の変更予定について）のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であること。

4 通知の掲示場所 鳥取市役所

5 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年8月28日

鳥取県営病院事業管理者 萬 井 実

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

生理検査システム Prime Vita Plus 一式

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

(4) 納入期限

令和10年3月31日（金）

(5) 入札方法等

入札は紙入札によるものとする。

入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。））とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件調達の公告の日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 本件調達の公告の日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(4) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が医療・理化学機器類の医療機器に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を、令和8年9月4日（金）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(5) 1の(1)に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入

後、保守、点検及び修理その他のサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院医療情報管理室

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院医療情報管理室

電話 0857-26-2271 (内線2792)

電子メール chuoubyouin@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

令和8年8月28日(金)から同年9月30日(水)までの間にインターネットの鳥取県立中央病院のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、郵送により交付し、又は次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する場合は、320円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年8月28日(金)から同年9月30日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所又は郵送申込先

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年10月8日(木)午後1時30分。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前10時とする。

イ 場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院7階 カンファレンス室2

5 入札者に要求される事項

(1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札を希望する場合は、「入札書1回目」、「入札書2回目」及び「入札書3回目」と明記した封筒に、「1回目」、「2回目」及び「3回目」と明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。

なお、2回目以降の入札書の提出がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、本件調達に対し入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所

に令和8年9月30日（水）午後5時までに、郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（3） 入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1） 入札保証金

入札保証金は免除する。

（2） 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第18条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1） 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

（2） 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

（3） 契約書作成の要否

要

（4） 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

（5） 手続における交渉の有無

無

（6） その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

（1） Nature and quantity of the products to be purchased : Physiological examination system
PrimeVitaPlus, 1 Set

（2） 2026-09-30 17:00 : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

（3） 2026-10-08 13:30 : Time-limit for submission of tenders

(2026-10-08 10:00 : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

（4） Contact point for the notice : Medical Information Management Division, Tottori Prefectural
Central Hospital, 730 ezu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

TEL 0857-26-2271